○財務省令第十号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条の規定に基づき、政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「政府短期証券」とは、財務省証券及び次の各号に掲げる証券又は融通証券をいう。 ［一～四　略］ ［号を削る。］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　特別会計に関する法律第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づいて発行する融通証券（貿易再保険事業証券）
（借入証書の送付） **第十一条**　財務大臣は、第十条の規定による借入申込に対し相手方の承諾があったとき、又は、前条第七項の規定により募入の決定を行ったときは、当該相手方又は落札者に対し借入証書を送付するとともに、当該相手方が財政融資資金である場合を除き、日本銀行に対し、第一号書式による借入金等受入指図書を送付するものとする。 ２　［略］ ３　第一項に規定する借入証書の送付については、電子情報処理組織（財務省に設置される電子計算機と、借入金等の借入先の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。	（借入証書の送付） **第十一条**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える。］
（借入金等償還資金支払指図書等の送付） **第十三条**　［略］ ２　借入金等の借入先は、財務大臣より借入金等の償還を受けた場合には、借入証書を財務大臣に送付しなければならない。ただし、未償還額がある場合又は借入証書が第十一条第三項の規定に基づき送付された場合には、借入証書の送付は要しない。 ［項を削る。］ ［項を削る。］ ３　借入金等の借入先が財政融資資金である場合は、前二項の規定は適用しない。	（借入金等償還資金支払指図書等の送付） **第十三条**　［同上］ ２　借入金等の借入先は、財務大臣より借入金等の償還を受けた場合には、借入証書及び領収証を財務大臣に送付しなければならない。ただし、未償還額がある場合には、借入証書の送付は要しない。 ３　借入金等の借入先は、財務大臣より借入金等の利子の支払を受けた場合には、領収証を財務大臣に送付しなければならない。 ４　借入金等の借入先は、財務大臣より償還期限に借入金等の償還及び利子の支払を受けた場合には、第二項及び第三項に規定する領収証の送付を省略することができる。 ５　借入金等の借入先が財政融資資金である場合は、第一項から第三項までの規定は適用しない。